対象 / 制度名	ポイント	妊娠	出産	1歳～	1歳6ヶ月～	2歳～	小学校1年生～3年生
母性健康管理のための措置		・通院時間の確保 ・勤務時間の短縮 ・休憩時間の延長 ・休憩回数の増加 ・作業の制限　等					
産前産後休業		産前6週間 （多胎の場合は14週間） 産後8週間休業可能					
特別有給休暇	○		妻が出産するときに 計2日の特別有給休暇を取得可能				
育児時間			1回30分、1日2回 取得可能				
育児休業			子が1歳になるまで休業可能 （特別な場合、最長2歳まで延長可能）				
出生時育児休業		出生後8週間以内に最長4週間休業可能					
慣らし保育期間による休業	○		入所日より最長1ヶ月休業可能				
子の看護休暇	○		1人につき年5日、2人の場合10日、3人の場合15日、 4人以上の場合は20日の休暇取得可能				
育児短時間勤務	○		勤務時間を6時間まで短縮可能				
育児のための所定外労働の免除			所定労働時間を超える労働を免除可能				
育児のための時間外労働の制限	○		時間外労働を1ヶ月について24時間、1年について150時間まで制限可能				
育児のための深夜業の制限	○		午後10時から午前5時までの間は労働はさせないように制限可能				

○ 会社独自制度　○ 法令水準超えの制度